

川崎市新百合ヶ丘駅周辺地区基本構想改定の概要

1. 経緯

平成27年3月31日作成

平成27年3月31日公表

2. 川崎市の概要

人口：	1,466,444人	(平成27年3月末現在)
世帯数：	693,203世帯	(平成27年3月末現在)
面積：	144.35 km ²	(平成27年3月末現在)
高齢者数：	269,609人	(平成26年9月末現在)
身体障害者数：	52,735人	(平成26年3月末現在)

3. 旅客施設及び重点整備地区

(1) 旅客施設

小田急新百合ヶ丘駅：1日平均利用者数123,894人 (平成26年度)

(2) 重点整備地区

主な施設：麻生区役所、麻生区役所保健福祉センター、福祉パルあさお、麻生市民センター、麻生図書館、麻生郵便局、麻生スポーツセンター、昭和音楽大学、新百合ヶ丘総合病院 等

概要

- ・新百合ヶ丘駅周辺には、駅から500m圏内に行政施設、文化施設、商業施設等が多く存在する。
- ・新百合ヶ丘駅周辺は、本市において、広域的な都市拠点である「広域拠点」に位置づけられている。
- ・新百合ヶ丘駅を中心とした歩行者動線が2階、地上の2層構造となっており、上下移動が多い。そのため、高齢者、障害者等の移動の利便性、快適性が損なわれており、改善が望まれている。

4. 基本構想（改定）の特徴

（1）改定の基本的な考え方

- ・新百合ヶ丘駅周辺地区においては、平成17年度に旧交通バリアフリー法に基づきバリアフリー基本構想を策定し、鉄道駅及び高齢者や障害者等の不特定多数の利用が考えられる公共的施設を結ぶ経路についてバリアフリー化の取組を進め、概ね事業が完了している。
- ・平成18年度の新法制定を踏まえ、バリアフリー基本構想の内容を継承しつつ、新たに施設間を結ぶ経路の追加や建築物特定事業の追加を行う。
- ・また、すでに構想に位置づけられている経路等については、その管理状態やバリアフリー化による利便性等を踏まえ、必要なバリアフリー化の事業を追加する。

（2）目的施設の設定

- ・高齢者や障害者等が日常的に利用する施設のうち、鉄道・駅を利用して施設に行く人が多く、駅から徒歩圏内（概ね500m圏）にあって、駅から施設までは徒歩で行く場合が多く、不特定多数の人の利用ニーズが高い施設を『目的施設』として設定する。
- ・このうち、駅と当該施設、または当該施設間を結ぶ経路について、特にバリアフリー化の必要性が高い施設を、バリアフリー法に基づく『生活関連施設』とする。
- ・構想改定にあたり、既存構想を策定した後に整備された施設のうち、上記に該当する施設を新たに追加する。

（3）経路の設定

- ・目的施設の分布から見て、駅を中心とした大まかな方向別に歩行者の主動線となる経路、あるいは、これらの主動線を相互に結び、高齢者や障害者等を含む不特定多数の人が多く利用する経路を、バリアフリー化の整備を行う『バリアフリー経路』として設定する。
- ・このうち、駅と生活関連施設を結ぶ経路、生活関連施設相互を結ぶ経路をバリアフリー法に基づく『生活関連経路』とする。
- ・構想改定にあたり、追加した目的施設までの経路や目的施設間を結ぶ経路を新たに追加する。

5. 事業の概要

(1) 既存の構想に基づく特定事業

- ・既存のバリアフリー基本構想に位置づけられた事業は、以下に示すとおりである。
- ・新百合ヶ丘駅や歩道等のバリアフリー化の事業は概ね完了している。「違法駐車を取り締まりの強化」や「放置自転車対策」などについては、今後も継続して取り組んでいく。

種別	対象	事業内容	事業者	実施状況
公共交通 特定事業	新百合ヶ丘駅	<ul style="list-style-type: none"> ・改札内のエレベーターの設置 ・視覚障害者誘導用ブロックの改善の検討 	小田急電鉄(株)	実施済
	バス車両	<ul style="list-style-type: none"> ・ノンステップバスの導入 	小田急バス(株) 東急バス(株) 川崎市営バス	継続実施
	バス停での情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・バス停留所案内表示の改善 	小田急バス(株) 東急バス(株) 川崎市営バス	継続実施
道路特定 事業	経路①	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロックの改善 	川崎市	実施済
	経路②	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の勾配の改善（横断） ・視覚障害者誘導用ブロックの整備 ・歩道舗装の平坦性の確保 ・区役所駐車場入口の改善の検討 		
	経路③	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の勾配の改善（横断） ・歩道段差の改善 ・視覚障害者誘導用ブロックの整備 		
	経路⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の勾配の改善（横断） ・歩道段差の改善 ・視覚障害者誘導用ブロックの整備 ・グレーチングの改善（警察署前） 		
	経路⑦	<ul style="list-style-type: none"> ・車止めポールの改善（駅北口交差点） ・歩道の勾配の改善（横断） ・歩道段差の改善 ・視覚障害者誘導用ブロックの整備 ・歩道舗装の平坦性の確保 		
	経路⑧	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロックの改善 ・歩道塗装の改修の検討（滑りにくい仕上げの検討） ・歩道の勾配の改善（横断） ・歩道段差の改善 		
	経路⑨	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロックの改善 ・歩道塗装の改修の検討（滑りにくい仕上げの検討） ・歩道の勾配の改善（横断） ・歩道段差の改善 ・車止めの改善の検討 		

	経路⑩	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道段差の改善 ・視覚障害者誘導用ブロックの整備 ・歩道の勾配の改善（横断） 	川崎市	実施済
	経路⑫	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロックの整備 ・歩道塗装の改修の検討（滑りにくい仕上げの検討） ・歩道段差の改善 		
	経路⑬	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロックの整備 ・歩道塗装の改修の検討（滑りにくい仕上げの検討） 		
	南口駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロックの整備・改善 ・タクシー乗り場の段差の改善 ・スロープの設置及び改善 ・歩道塗装の改修の検討（滑りにくい仕上げの検討） 		
	北口駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロックの整備 ・タクシー乗り場の段差の改善 ・歩道の勾配の改善の検討（横断・縦断） 		
交通安全特定事業	生活関連経路	<ul style="list-style-type: none"> ・音響式信号機等の設置 ・違法駐車取締り強化 ・違法駐車に対する広報・啓発活動の推進 ・標識・標示の視認性の確保 ・交通規制の実施 	麻生警察署	継続実施
その他の事業	重点整備地区内	<ul style="list-style-type: none"> ・放置自転車対策 	川崎市 麻生区 地元関係者	継続実施
	新百合ヶ丘駅	<ul style="list-style-type: none"> ・案内表示の改善 	小田急電鉄(株) 川崎市 麻生区	継続実施
		<ul style="list-style-type: none"> ・北口エレベーターの設置の検討 	小田急電鉄(株) 川崎市	実施済
	南口駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターの設置の検討 ・照明の改善（デッキ下） 	川崎市	実施済
		<ul style="list-style-type: none"> ・案内表示の改善 	川崎市 麻生区 小田急バス(株) 東急バス(株) 川崎市営バス	継続実施
	北口駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> ・案内表示の改善 	川崎市 麻生区	継続実施

(2) 新たな追加する特定事業等

- ・重点整備地区の区域内において実施するバリアフリー化に向けた事業を以下に示す。
- ・ここに特定事業等を示された事業内容について、各施設管理者は特定事業計画を作成し、バリアフリー法に基づく基本方針に定められている平成32年度までを目標として、事業を実施するものとする。

① 特定事業等

種別	対象	事業内容	事業者	計画目標
道路特定事業	経路⑥	・道路中央部の電柱撤去	川崎市	平成32年度
	経路⑩	・グレーチングの改善		
建築物特定事業	麻生区役所・保健福祉センター	・階段手すりでの点字標記 ・案内施設までの視覚障害者誘導用ブロックの連続敷設 ・音声案内の改善 ・グレーチングの改善	麻生区	平成32年度
その他の事業	重点整備地区内	・路上放置物の指導	川崎市 麻生警察署	随時
	麻生警察署	・車止めポールの移動による敷地出入口の幅員確保 ・エントランス内の照明調整 ・受付周辺の通路拡幅 ・敷地内舗装の補修	麻生警察署	随時

② 既に指定された経路・施設等における事業

種別	対象	事業内容	事業者	計画目標
公共交通に関する事業	新百合ヶ丘駅	・階段手すりでの点字標記 ・階段段差識別シールの設置（両端）	小田急電鉄	平成27年度
道路に関する事業	南口駅前広場	・視覚障害者誘導用ブロックの敷設	川崎市	平成27年度
	経路②	・歩道の平坦性確保 ・デッキ階段裏付近での柵の設置 ・路上にはみ出す植栽への対策		平成28年度 平成32年度 随時
	経路③	・切り下げの改善		平成32年度
交通安全に関する事業	経路② 経路③	・音響式信号の増音	麻生警察署	実施済

6. 利用者の意見の反映

(1) 改定組織への参画

- ・基本構想の改定にあたって、川崎市バリアフリーのまちづくり推進協議会（2回）及び新百合ヶ丘駅周辺地区まち歩き点検部会（2回）を開催し、以下に示す団体メンバーの参画により検討を行った。
 - 川崎市身体障害者協会
 - 川崎市肢体不自由児者父母の会連合会
 - 川崎市育成会手を結ぶ親の会
 - 川崎市老人クラブ連合会
 - 川崎市身体障害者協会麻生支部
 - 麻生区聴覚障害者協会
 - 川崎市中途・失調・難聴者協会
 - 川崎市育成会手を結ぶ親の会麻生支部
 - 麻生区老人クラブ連合会
 - にこにこクラブ
 - 公募市民委員

(2) ワークショップの実施

- ・高齢者、障害者をはじめとする市民の方々、事業者、その他関係者の参加のもと、まち歩き点検により重点整備地区における具体的な問題点や課題を把握するとともに、点検結果を踏まえ、ワークショップにおいて問題点に対する対応策やバリアフリー化を行う経路等の検討を行った。

(新百合ヶ丘駅周辺地区バリアフリー基本構想改定)

- 第1回（平成26年12月 3日）：まち歩き点検・ワークショップ、参加者数28名
- 第2回（平成27年 2月17日）：点検等を踏まえた構想の改定素案について協議、参加者数20名

(3) 反映された主な事項

- ・市民の意見をもとに特定事業等全般について事業内容を決定している。
- ・バリアフリーのまちづくり推進協議会やバリアフリーまち歩き点検部会を開催する中で、目的施設や経路の追加を行った。

7. 法第25条第8項に定められている関係する機関の協議

(1) 公共交通事業者

協議相手機関	協議成立年月日
小田急電鉄(株)	平成27年 3月17日

(2) 道路管理者

協議相手機関	協議成立年月日
建設緑政局	平成27年 3月13日
麻生区役所	平成27年 3月24日

(3) 公安委員会

協議相手機関	協議成立年月日
麻生警察署	平成27年 3月31日

8. その他

- ・道路特定事業等による特定経路等のバリアフリー化に加えて、これらの経路沿道の建築物・施設については、川崎市福祉のまちづくり条例の整備基準等に基づいたバリアフリー化と相互に調整を図りつつ、一体的にバリアフリー化を推進する。
- ・特定事業等に位置づけられなかった整備課題については、重点整備地区のバリアフリー化実現のため、今後長期的視点に立った検討を進めていく。